

第131回丹波市議会定例会

自 令和5年9月1日
至 令和5年9月29日

議案審議資料

(No.1)

【目 次】

①同意第30号～（人権擁護委員の候補者の推薦）	… 1～24
同意第41号	
②議案第54号（工事請負契約の締結）	… 25～34
③議案第55号（物品購入契約の締結）	… 35～37
④議案第56号（丹波少年自然の家事務組合の解散に係る協議）	… 38
⑤議案第57号（丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に係る協議）	… 39
⑥議案第58号（丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る協議）	… 40～41
⑦議案第59号（丹波市立竹田小学校の廃止）	… 42
⑧議案第60号（丹波市立前山小学校の廃止）	… 43
⑨議案第61号（丹波市立学校設置条例改正）	… 44～46
⑩議案第62号（丹波市アフタースクール実施条例改正）	… 47～48

**人事案件は
白ページにしています。
(P1 ~ P24)**

丹 波 市

議案第54号

工事請負契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 北小学校北校舎長寿命化改良工事

3 工事場所 丹波市立北小学校

4 工事概要 長寿命化改良工事

北校舎棟 RC造3階建 延床面積 1,820m²

渡り廊下棟 RC造2階建 延床面積 63m²

吹抜渡り廊下 アルミ製平屋建 延床面積 35m²

建築工事、電気設備工事、機械設備工事 一式

5 工期 契約日の翌日から令和6年2月29日まで

6 契約金額 375,650,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 34,150,000円）

7 契約の相手方 名 称 前田建設 株式会社

代表者 代表取締役 前田 忠

所在地 兵庫県丹波市山南町池谷108番地

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 括粋】

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	前田建設 株式会社
代 表 者 名	代表取締役 前田 忠
本 社 住 所	兵庫県丹波市山南町池谷108番地
営 業 年 数	68年
許 可 番 号	兵庫県知事許可 第750297号
資 本 金	50,000千円
完成工事高 (2年平均)	合計 1,434,881千円 うち建築一式 967,402千円
技 術 者 数	一級技術職員 11人 (うち建築 6人) 二級技術職員 5人 (うち建築 1人) その他技術職員 4人 (うち建築 4人) 合計 20人
契約担当支店営業所等	本社

工 事 実 績

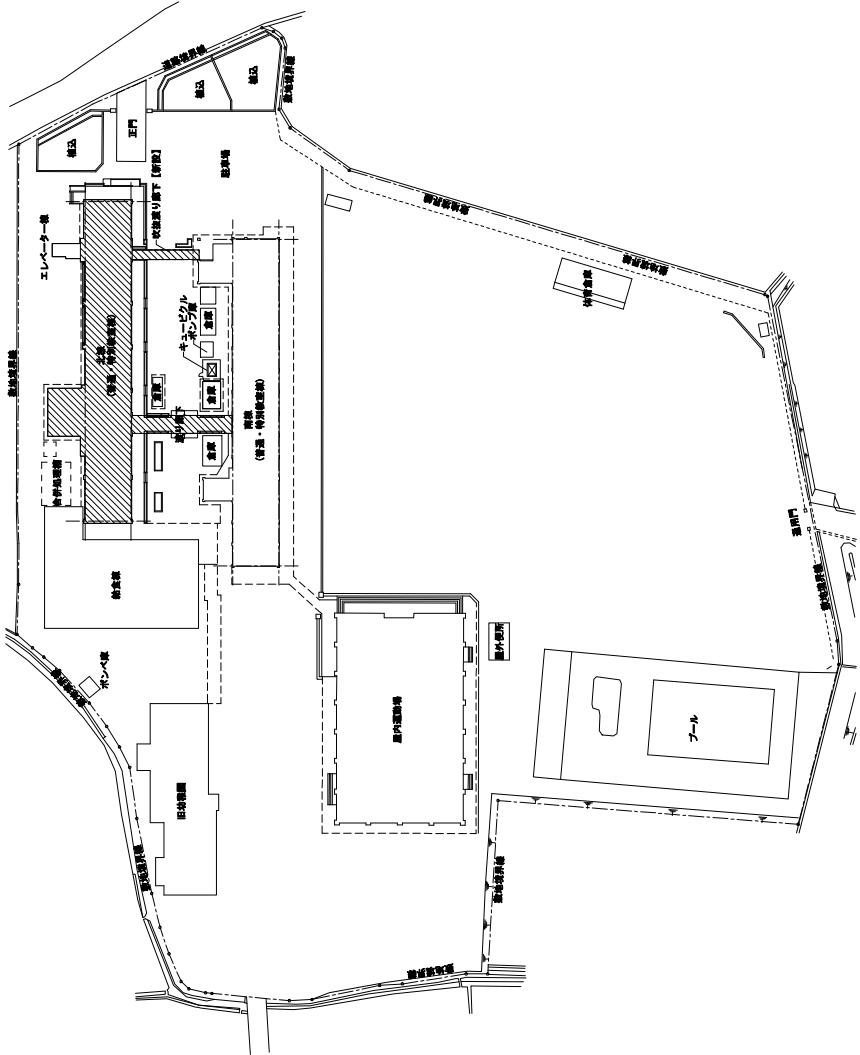
(単位 : 千円)

発注者	元/下	工事名	請負代金	工期
丹波市	元	柏原保育所園舎増改築工事	272,528	H30.6 ~ H31.2
丹波市	元	黒井小学校西校舎大規模改 造工事	192,940	R元.6 ~ R元.12
国土交通省 近畿地方整備局	元	小浜地方合同庁舎改修工事	209,788	R2.11 ~ R3.9
本州四国連絡 高速道路(株)	元	鳴門管内建築物改修他工事	463,430	R3.2 ~ R4.8
国土交通省 近畿地方整備局	元	淡路地区トイレゲート棟建 築工事	208,670	R3.12 ~ R5.2
丹波市	元	久下小学校北校舎大規模改 造及びEV棟新設工事	161,458	R4.6 ~ R5.1

入札参加業者及び開札結果（工事）

工事番号	丹教総工第8号	工事種別	建築一式工事
工事名	北小学校北校舎長寿命化改良工事		
工事場所	丹波市立北小学校		
開札年月日	令和5年7月31日	(仮)契約年月日	令和5年8月3日
予定価格 (事後公表)	362,500,000円 (税抜)		
調査基準価格	333,500,000円 (税抜)	失格基準価格	315,461,000円 (税抜)
工事概要	長寿命化改良工事 北校舎棟 RC造3階建 延床面積 1,820m ² 渡り廊下棟 RC造2階建 延床面積 63m ² 吹抜渡り廊下 アルミ製平屋建 延床面積 35m ² 建築工事、電気設備工事、機械設備工事 一式		

落札者名	前田建設 株式会社	
落札者所在地	兵庫県丹波市山南町池谷108番地	
契約金額	375,650,000円（うち消費税相当額	34,150,000円）

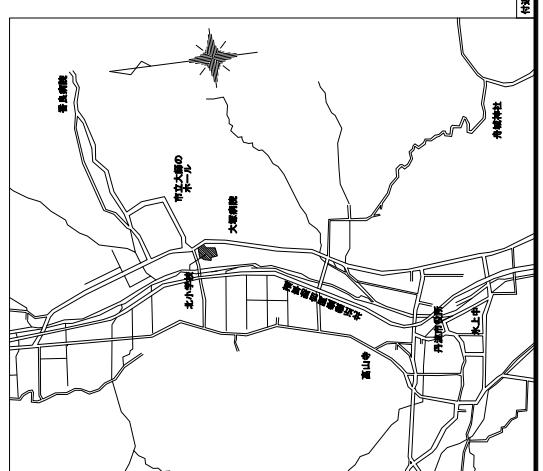


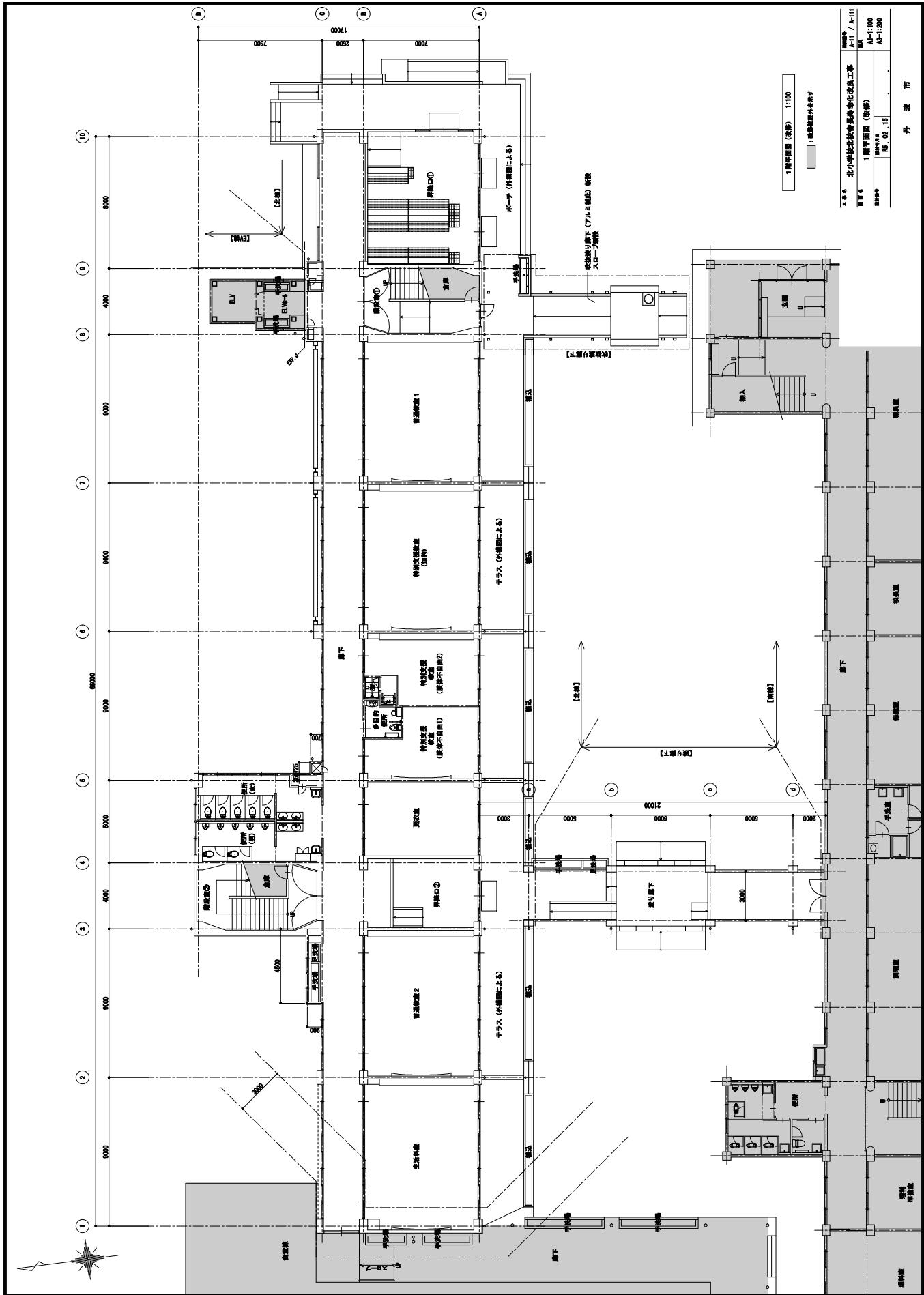
工字4 北小学校北校舍革命化改造工事
图名5 配置图
图号6 A1-1:500
图号7 A3-1:1000

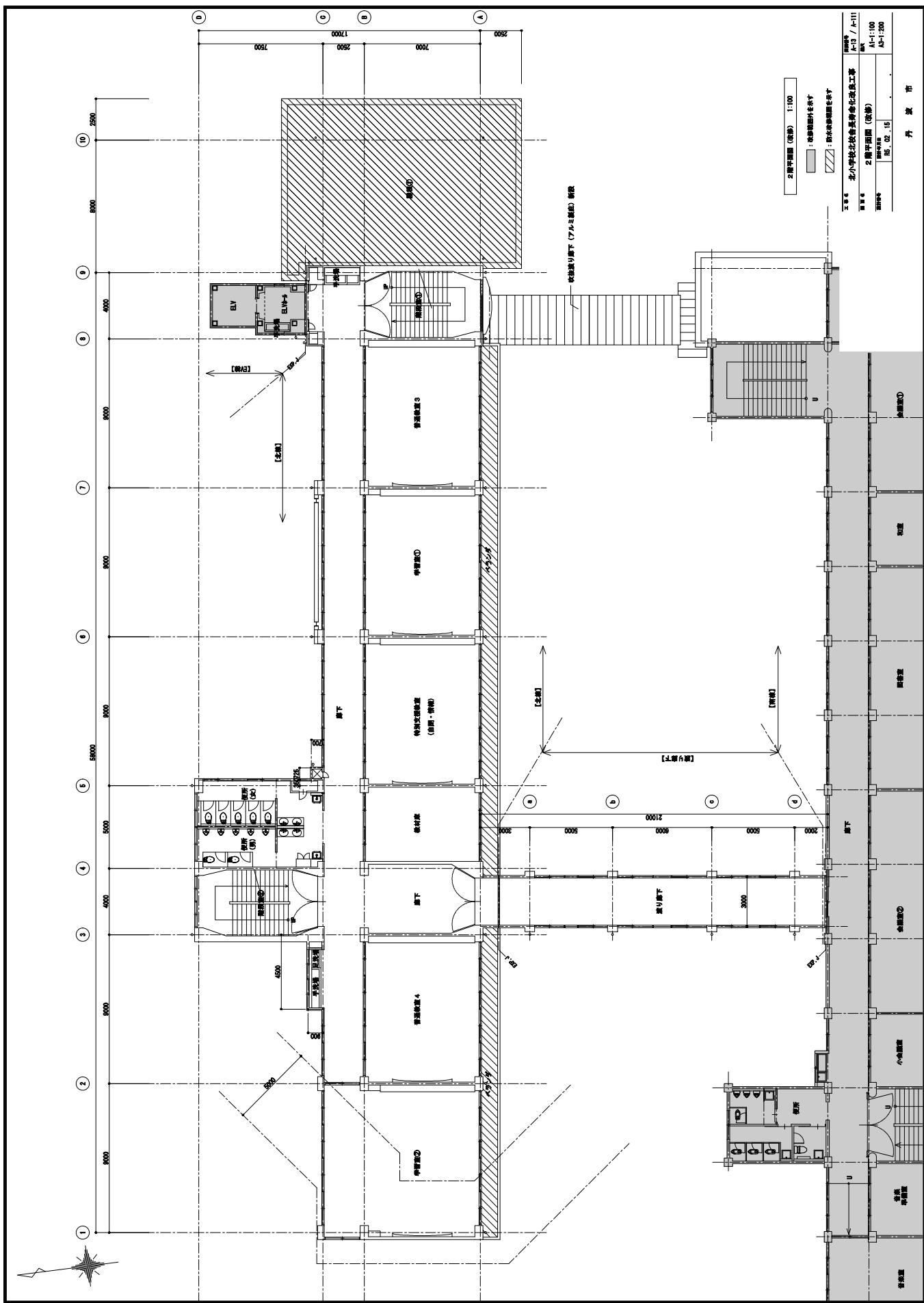
市
場
學

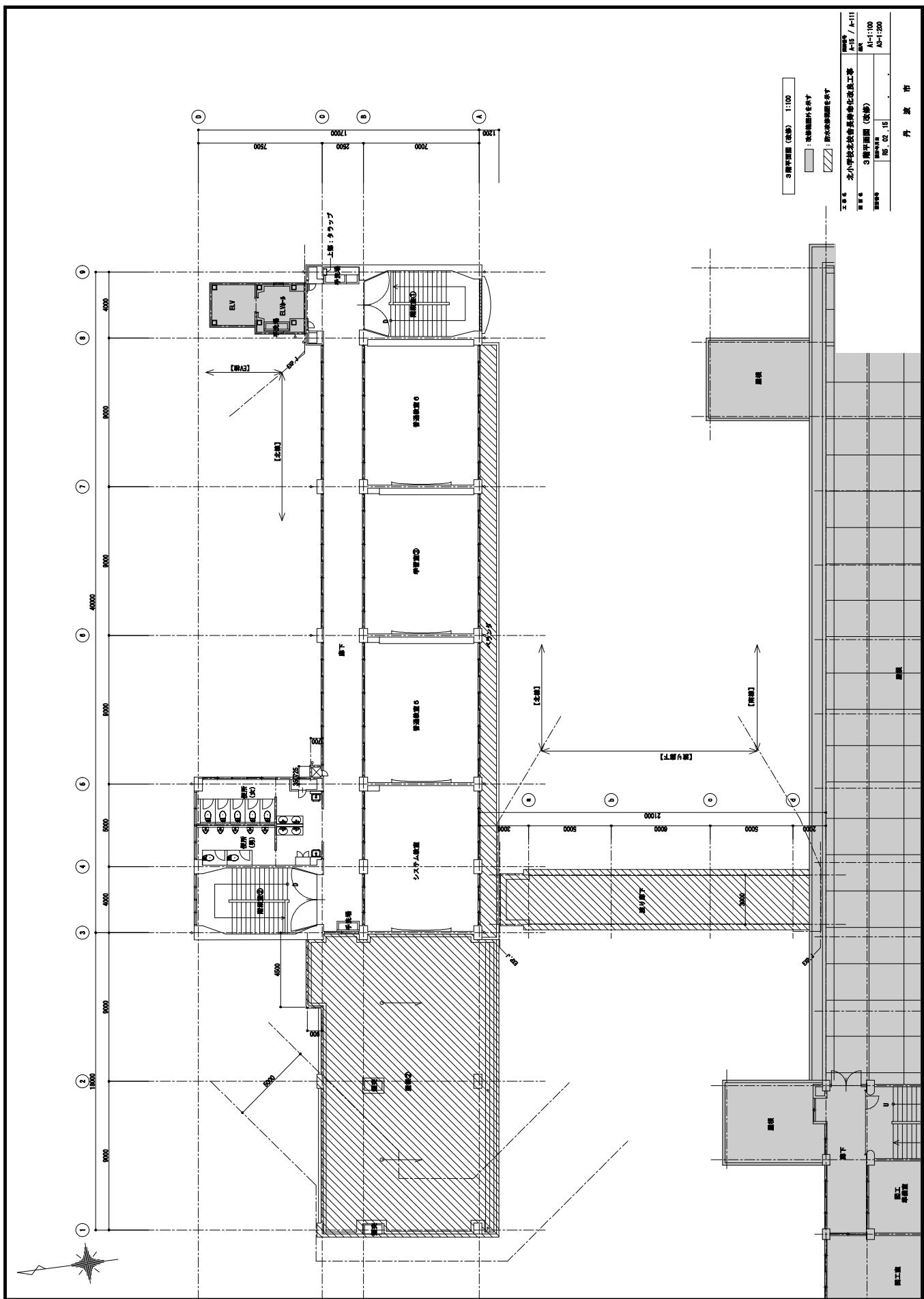
今後工事対象建物を示す

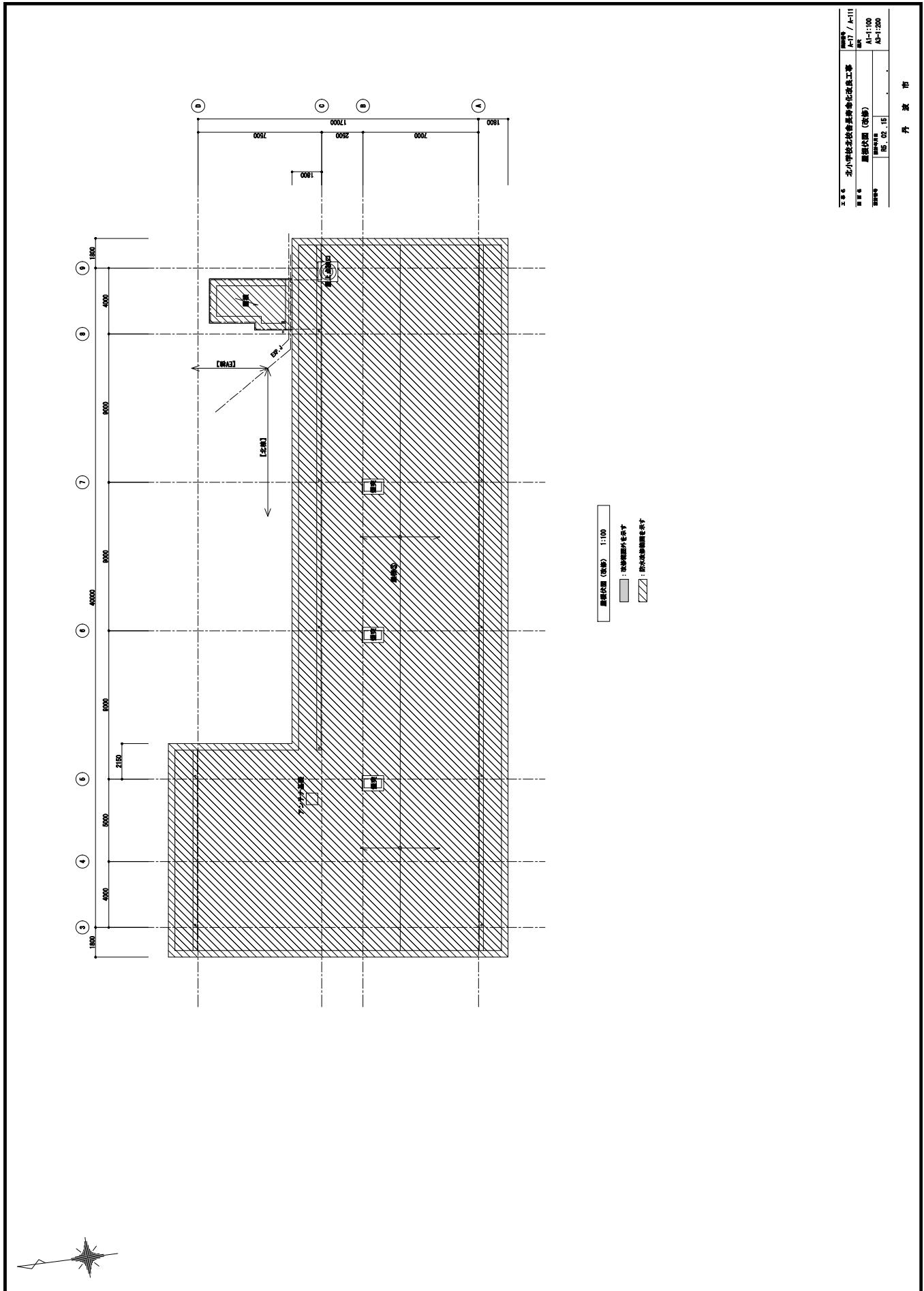
附錄四
1:500

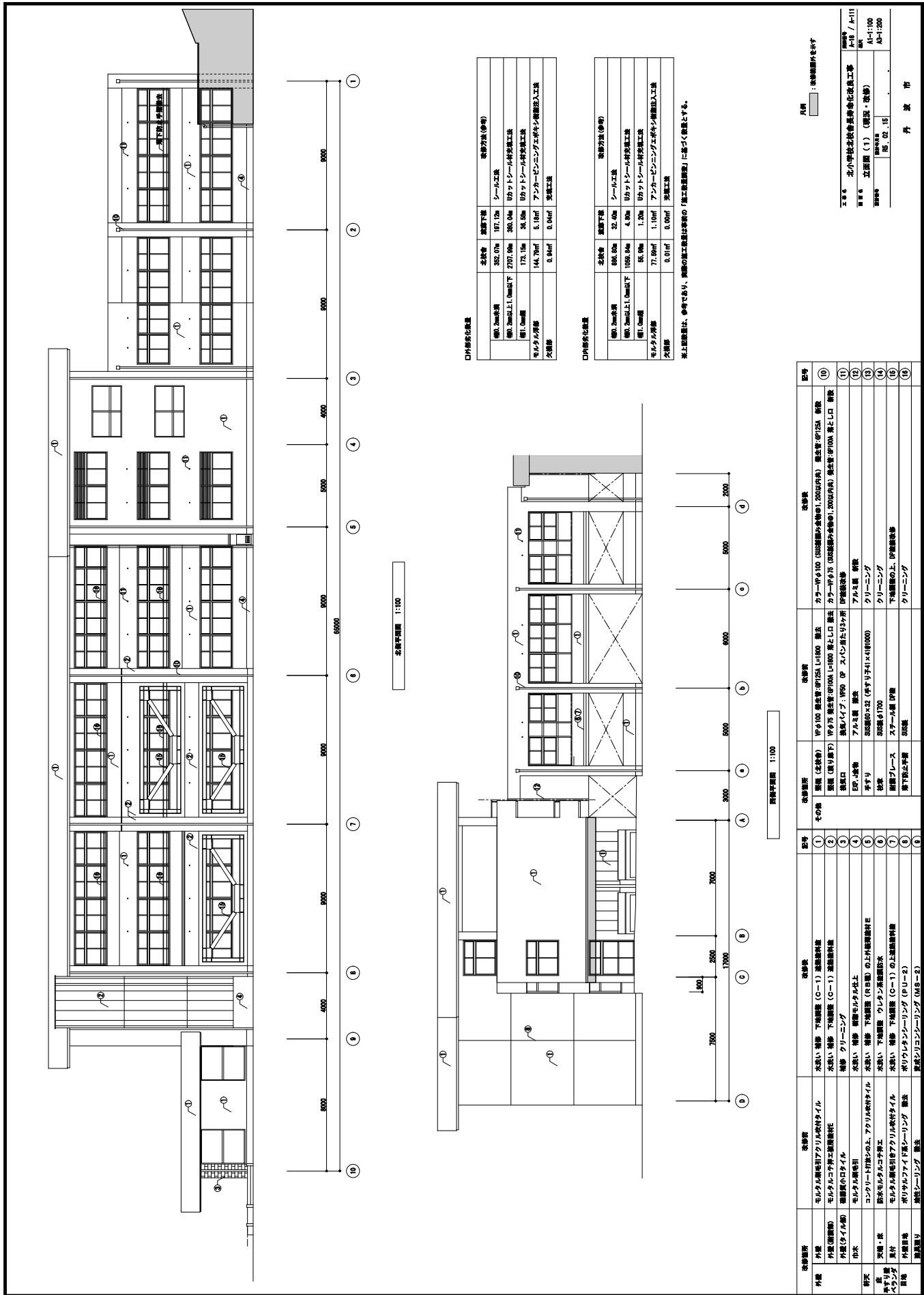


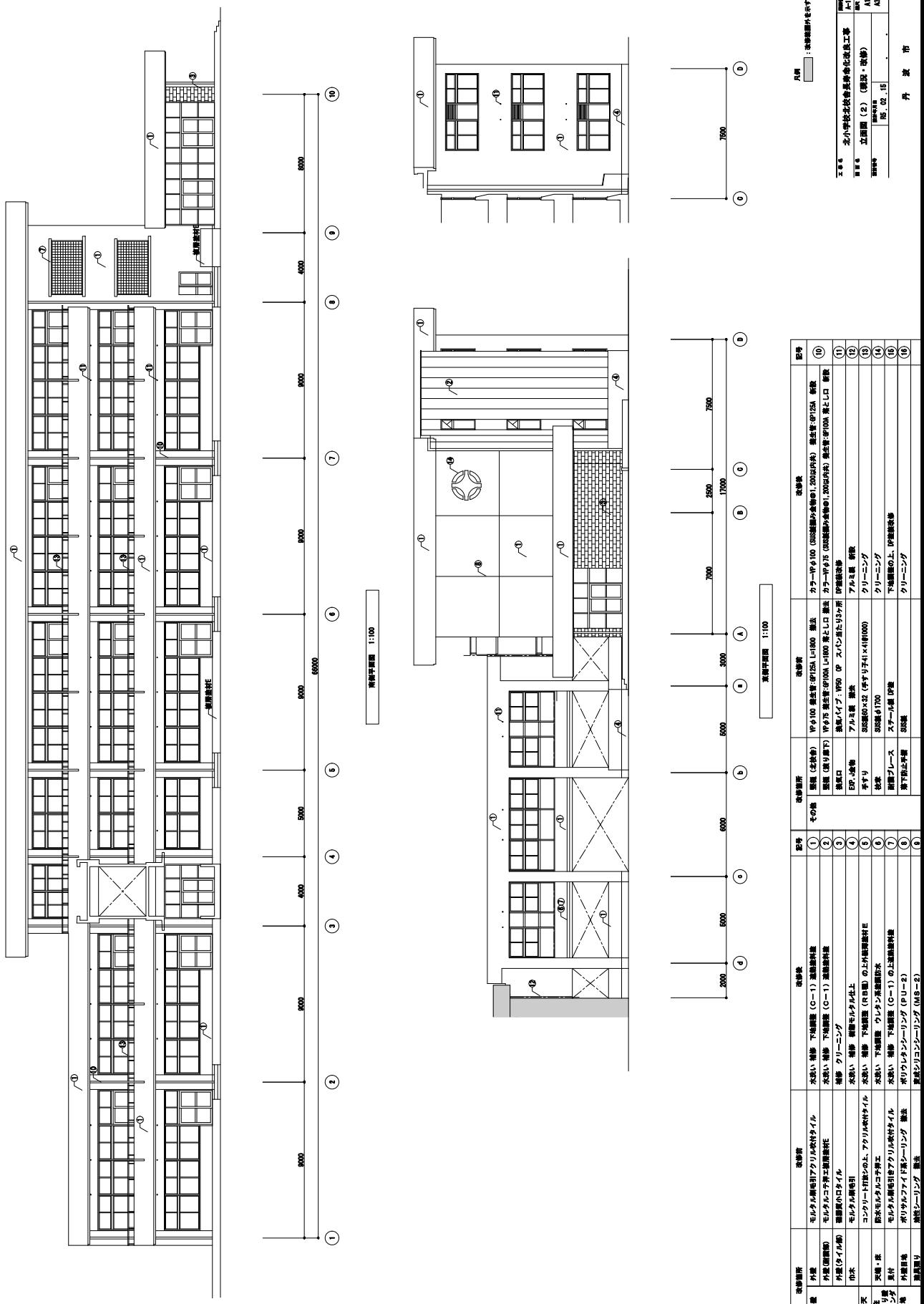












議案第55号

物品購入契約の締結について

1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

2 物品名 情報系パソコン・プリンタ等

3 物品概要 情報系モバイルノートパソコン158台、情報系モバイルノートパソコン用外付けモニター158台、情報系モノクロレーザープリンタ16台

4 納入期限 令和6年2月29日

5 契約金額 21,807,500円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,982,500円)

6 契約の相手方 名 称 株式会社 デンテックス
代表者 代表取締役 岸田 好史
所在地 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1

【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	株式会社 デンテックス
代 表 者 名	代表取締役 岸田 好史
本 社 住 所	兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1
営 業 年 数	62年
資 本 金	30,500千円
実績高（2年平均）	610,000千円
従 業 員 数	28人
契約担当支店営業所等	本社

受 注 実 績

(単位：千円)

発注者	元/下	物品名	受注金額	納 期
丹波市	元	情報系パソコン	18,634	令和2年3月
丹波市	元	情報系パソコン	39,138	令和4年3月
丹波市	元	各種専用パソコン	6,138	令和5年3月

入札参加業者及び開札結果(物品)

物品番号	丹ふ政第27号		
件名	情報系パソコン・プリンタ等購入		
納入場所	丹波市役所ほか		
開札年月日	令和5年6月30日	(仮)契約年月日	令和5年7月7日
予定価格 (事後公表)	42,672,000円 (税抜)	最低制限価格	-
物品概要	情報系モバイルノートパソコン158台、情報系モバイルノートパソコン用外付けモニター158台、情報系モノクロレーザープリンタ16台		

業者名	第1回入札額	再入札額	備考
株式会社 デンテックス	19,825,000円		落札
株式会社 フューチャーイン 関西支店	19,930,000円		
株式会社 土田商事	22,350,000円		
日本電通 株式会社 神戸支店			不着

落札者名	株式会社 デンテックス		
落札者所在地	兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1		
契約金額	21,807,500円 (うち消費税相当額 1,982,500円)		
		納入期限	令和6年2月29日

議案第56号

丹波少年自然の家事務組合の解散に係る協議について

1 提案の趣旨

丹波少年自然の家事務組合を解散するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により構成団体と協議する必要があるため、同法第290条の規定により、提案するものである。

2 解散日

令和6年3月31日

【地方自治法 拠粹】

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第57号

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に係る協議について

1 提案の趣旨

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により関係地方公共団体と協議の上で定める必要があるため、同法第290条の規定により、提案するものである。

2 財産処分の概要

組合の解散に伴う一切の財産、権利等は丹波市に帰属させ、財産処分に必要な経費は関係地方公共団体が負担する。

【地方自治法 拠粹】

(財産処分)

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第58号

丹波少年自然の家事務組合規約の変更に係る協議について

1 提案の趣旨

丹波少年自然の家事務組合規約（昭和54年丹波少年自然の家事務組合規約第1号）を変更するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の規定により関係地方公共団体と協議の上で定める必要があるため、同法第290条の規定により、提案するものである。

2 改正の概要

解散した場合の事務の承継及び決算審査に関する規定を新たに追加する。

3 施行日

兵庫県知事の許可の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【地方自治法 拠粹】

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

丹波少年自然の家事務組合規約新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波少年自然の家事務組合規約 昭和54年4月1日 規約第1号 最終改正 令和5年4月1日</p>	<p>○丹波少年自然の家事務組合規約 昭和54年4月1日 規約第1号 最終改正 令和5年4月1日</p> <p><u>(解散した場合の事務の承継及び決算審査)</u></p> <p><u>第15条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を承継する。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。</u></p>

議案第59号

丹波市立竹田小学校の廃止について

1 提案の趣旨

丹波市立竹田小学校については、明治7年に下竹田、中竹田両村組合立集成立舎として開校して以来、幾度の改称を経て現在に至るまでの間、地域教育の拠点として重要な役割を担ってきたが、令和6年4月に丹波市立前山小学校と統合することから、令和6年3月31日をもって廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設名 丹波市立竹田小学校

3 所在地 丹波市市島町中竹田1703番地1

4 用途 学校

【丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例 拠粹】

（議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の廃止及び利用）

第3条 法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の三分の2以上の者の同意を得なければならない公の施設の廃止及び利用とは、別記に掲げる公の施設につきこれを廃止し、又は5年以上の期間で、かつ、設置の目的を阻害する独占的な利用をさせる場合とする。

別記（第2条、第3条関係）

- (1)～(2) 略
- (3) 学校
- (4)～(18) 略

議案第60号

丹波市立前山小学校の廃止について

1 提案の趣旨

丹波市立前山小学校については、明治7年に徳尾、上鴨阪、下鴨阪三カ村組合立余田小学校として開校して以来、幾度の改称を経て現在に至るまでの間、地域教育の拠点として重要な役割を担ってきたが、令和6年4月に丹波市立竹田小学校と統合することから、令和6年3月31日をもって廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設名 丹波市立前山小学校

3 所在地 丹波市市島町上竹田12番地1

4 用途 学校

【丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例 拠粹】

（議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の廃止及び利用）

第3条 法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の三分の2以上の者の同意を得なければならない公の施設の廃止及び利用とは、別記に掲げる公の施設につきこれを廃止し、又は5年以上の期間で、かつ、設置の目的を阻害する独占的な利用をさせる場合とする。

別記（第2条、第3条関係）

- (1)～(2) 略
- (3) 学校
- (4)～(18) 略

議案第61号

丹波市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和6年4月に丹波市立竹山小学校が開校することに伴い、丹波市立竹田小学校及び丹波市立前山小学校を廃止する必要が生じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

別表第1の竹田小学校の名称を竹山小学校に改め、前山小学校を削る。

3 施行日

令和6年4月1日

4 附則により改正する条例

丹波市立学校施設使用条例（平成16年丹波市条例第73号）

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市立学校設置条例（平成16年丹波市条例第72号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○丹波市立学校設置条例			○丹波市立学校設置条例		
平成16年11月1日 条例第72号			平成16年11月1日 条例第72号		
最終改正 令和4年9月30日条例第23号			最終改正 令和4年9月30日条例第23号		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
小学校	崇広小学校	丹波市柏原町柏原683番地	小学校	崇広小学校	丹波市柏原町柏原683番地
	新井小学校	丹波市柏原町大新屋698番地2		新井小学校	丹波市柏原町大新屋698番地2
	中央小学校	丹波市氷上町成松186番地1		中央小学校	丹波市氷上町成松186番地1
	東小学校	丹波市氷上町石生585番地		東小学校	丹波市氷上町石生585番地
	西小学校	丹波市氷上町上新庄524番地		西小学校	丹波市氷上町上新庄524番地
	南小学校	丹波市氷上町佐野530番地		南小学校	丹波市氷上町佐野530番地
	北小学校	丹波市氷上町絹山608番地		北小学校	丹波市氷上町絹山608番地
	青垣小学校	丹波市青垣町佐治282番地3		青垣小学校	丹波市青垣町佐治282番地3
	黒井小学校	丹波市春日町黒井2205番地		黒井小学校	丹波市春日町黒井2205番地
	春日部小学校	丹波市春日町多利1774番地		春日部小学校	丹波市春日町多利1774番地
	大路小学校	丹波市春日町下三井庄1080番地		大路小学校	丹波市春日町下三井庄1080番地
	進修小学校	丹波市春日町国領1011番地1		進修小学校	丹波市春日町国領1011番地1
	船城小学校	丹波市春日町朝日90番地		船城小学校	丹波市春日町朝日90番地
	上久下小学校	丹波市山南町青田156番地		上久下小学校	丹波市山南町青田156番地
	久下小学校	丹波市山南町谷川2276番地		久下小学校	丹波市山南町谷川2276番地
	小川小学校	丹波市山南町井原427番地1		小川小学校	丹波市山南町井原427番地1
	和田小学校	丹波市山南町和田1番地		和田小学校	丹波市山南町和田1番地
	竹田小学校	丹波市市島町中竹田1703番地1		竹山小学校	丹波市市島町中竹田1703番地1
	前山小学校	丹波市市島町上竹田12番地1			
	吉見小学校	丹波市市島町上田222番地1		吉見小学校	丹波市市島町上田222番地1
	三輪小学校	丹波市市島町酒梨205番地		三輪小学校	丹波市市島町酒梨205番地

丹波市立学校施設使用条例（平成16年丹波市条例第73号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市立学校施設使用条例 平成16年11月1日 条例第73号 最終改正 令和4年9月30日条例第23号 別表第1（第5条関係） (消費税含む。)				○丹波市立学校施設使用条例 平成16年11月1日 条例第73号 最終改正 令和4年9月30日条例第23号 別表第1（第5条関係） (消費税含む。)			
学校名	屋内運動場 使用料（1時 間当たり）	屋外運動場 使用料（1時 間当たり）	屋外運動場照 明施設使用料 (30分当た り)	学校名	屋内運動場 使用料（1時 間当たり）	屋外運動場 使用料（1時 間当たり）	屋外運動場照 明施設使用料 (30分当た り)
崇広小学校	660円	440円	100円	崇広小学校	660円	440円	100円
新井小学校	660円	440円	100円	新井小学校	660円	440円	100円
中央小学校	330円	440円	210円	中央小学校	330円	440円	210円
東小学校	660円	440円	210円	東小学校	660円	440円	210円
西小学校	660円	440円	210円	西小学校	660円	440円	210円
南小学校	660円	440円	210円	南小学校	660円	440円	210円
北小学校	660円	440円	210円	北小学校	660円	440円	210円
青垣小学校	660円	440円	210円	青垣小学校	660円	440円	210円
黒井小学校	660円	440円	—	黒井小学校	660円	440円	—
春日部小学 校	330円	440円	100円	春日部小学 校	330円	440円	100円
大路小学校	660円	440円	—	大路小学校	660円	440円	—
進修小学校	660円	440円	100円	進修小学校	660円	440円	100円
船城小学校	330円	440円	—	船城小学校	330円	440円	—
上久下小学 校	660円	440円	100円	上久下小学 校	660円	440円	100円
久下小学校	660円	440円	210円	久下小学校	660円	440円	210円
小川小学校	660円	440円	210円	小川小学校	660円	440円	210円
和田小学校	660円	440円	100円	和田小学校	660円	440円	100円
竹田小学校	660円	440円	210円	竹山小学校	660円	440円	210円
前山小学校	330円	440円	210円				
吉見小学校	660円	440円	—	吉見小学校	660円	440円	—
三輪小学校	330円	440円	210円	三輪小学校	330円	440円	210円
柏原中学校	660円	550円	—	柏原中学校	660円	550円	—
氷上中学校	660円	550円	—	氷上中学校	660円	550円	—
青垣中学校	660円	550円	—	青垣中学校	660円	550円	—
春日中学校	660円	550円	—	春日中学校	660円	550円	—
山南中学校	660円	550円	—	山南中学校	660円	550円	—
市島中学校	660円	550円	210円	市島中学校	660円	550円	210円

備考

1 屋内運動場において面積の2分の1以下を使用する場合は、それぞれの使用料の額の半額とする。

2 前項の使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

備考

1 屋内運動場において面積の2分の1以下を使用する場合は、それぞれの使用料の額の半額とする。

2 前項の使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

議案第62号

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和6年4月に丹波市立竹田小学校と丹波市立前山小学校が統合することに伴い、前山アフタースクールを廃止し、あわせて、統合後の竹田アフタースクールの名称を変更するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

別表第1の竹田アフタースクールの名称を竹山アフタースクールに改め、前山アフタースクールを削る。

3 施行日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市アフタースクール実施条例（平成26年丹波市条例第59号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
○丹波市アフタースクール実施条例 平成26年12月24日 条例第59号			○丹波市アフタースクール実施条例 平成26年12月24日 条例第59号		
最終改正 令和4年9月30日条例第24号			最終改正 令和4年9月30日条例第24号		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
崇広アフタースクール	丹波市柏原町柏原683番地	180人	崇広アフタースクール	丹波市柏原町柏原683番地	180人
新井アフタースクール	丹波市柏原町鴨野479番地1	60人	新井アフタースクール	丹波市柏原町鴨野479番地1	60人
中央アフタースクール	丹波市氷上町成松193番地1	70人	中央アフタースクール	丹波市氷上町成松193番地1	70人
東アフタースクール	丹波市氷上町石生590番地1	120人	東アフタースクール	丹波市氷上町石生590番地1	120人
西アフタースクール	丹波市氷上町上新庄520番地	60人	西アフタースクール	丹波市氷上町上新庄520番地	60人
南アフタースクール	丹波市氷上町佐野555番地1	40人	南アフタースクール	丹波市氷上町佐野555番地1	40人
北アフタースクール	丹波市氷上町絹山599番地2	80人	北アフタースクール	丹波市氷上町絹山599番地2	80人
青垣アフタースクール	丹波市青垣町佐治346番地	120人	青垣アフタースクール	丹波市青垣町佐治346番地	120人
春日部アフタースクール	丹波市春日町多利1774番地	70人	春日部アフタースクール	丹波市春日町多利1774番地	70人
大路アフタースクール	丹波市春日町下三井庄1080番地	60人	大路アフタースクール	丹波市春日町下三井庄1080番地	60人
進修アフタースクール	丹波市春日町国領1011番地1	70人	進修アフタースクール	丹波市春日町国領1011番地1	70人
黒井アフタースクール	丹波市春日町黒井4番地8	70人	黒井アフタースクール	丹波市春日町黒井4番地8	70人
船城アフタースクール	丹波市春日町朝日90番地	70人	船城アフタースクール	丹波市春日町朝日90番地	70人
上久下アフタースクール	丹波市山南町青田156番地	30人	上久下アフタースクール	丹波市山南町青田156番地	30人
久下アフタースクール	丹波市山南町長野97番地1	70人	久下アフタースクール	丹波市山南町長野97番地1	70人
小川アフタースクール	丹波市山南町井原427番地1	60人	小川アフタースクール	丹波市山南町井原427番地1	60人
和田アフタースクール	丹波市山南町和田1番地	90人	和田アフタースクール	丹波市山南町和田1番地	90人
竹田アフタースクール	丹波市市島町中竹田209番地1	75人	竹山アフタースクール	丹波市市島町中竹田209番地1	75人
前山アフタースクール	丹波市市島町上竹田12番地1	40人			
吉見アフタースクール	丹波市市島町梶原1124番地	80人	吉見アフタースクール	丹波市市島町梶原1124番地	80人
美和アフタースクール	丹波市市島町酒梨194番地1	40人	美和アフタースクール	丹波市市島町酒梨194番地1	40人